

愛媛県総合防除計画の策定について(概要版)

2023年12月22日

愛媛県総合防除計画の概要

- 本県では、化学合成農薬に偏重しない総合的な病害虫防除及び農薬の適正使用を推進し、農業生産の安定及び持続性の確保を図るため、改正植物防疫法に基づき「愛媛県総合防除計画」を策定。
- 指定有害動植物※（157種）のうち75種及び県内で防除指導の必要な有害動植物15種について種類ごとの総合防除の内容並びに異常発生時防除に係る3種について異常発生時の総合防除の内容を記載。
- まん延すると影響が大きい1種は、遵守すべき事項を規定。

背景・経緯

- ・国は「みどりの食料システム戦略」を策定し、化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理体系の確立・普及等を推進。
- ・温暖化等の気候変動を背景として、病害虫の発生量の増加や分布域の拡大など病害虫のまん延リスクの増加や化学農薬の低減等による環境負荷低減が国際的な課題。
- ・薬剤抵抗性が発達した有害動植物が発生する等、発生予防を含めた防除の普及が急務。

近年の病害虫を取り巻く課題等を解決するため、**植物防疫法の一部改正(令和5年4月施行)**が行われるとともに、都道府県や農業者団体等と連携した総合防除を推進

総合防除計画の策定

植物防疫法改正に伴う県総合防除計画の策定	県総合防除計画の内容
<ul style="list-style-type: none">・国の総合防除基本指針に即して、以下の項目を含めた農作物の病害虫防除の実施に関する「県総合防除計画」を策定。 <ol style="list-style-type: none">① 指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項② 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容③ 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項④ 異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項 (第24条第1項に規定される)⑤ 指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び駆除又はまん延の防止の方法に関し農業者が遵守すべき事項 【遵守事項】 (第22条の3第3項に規定される)⑥ その他必要な事項	<h3>遵守事項の考え方</h3> <ul style="list-style-type: none">・病害虫のまん延を防止するため必要があると認めるときに、農業者が遵守すべき事項（遵守事項）を定めることができる。・全ての農業者（家庭菜園を含む）に遵守すべき内容を示したもの。 <p>【遵守事項の対象】</p> <ul style="list-style-type: none">・本県農産物の生産振興において、まん延防止の重要性が高いミカンバエについて地域の全ての農業者が取り組むべき事項を記載。 <p>★県等の指導及び助言を経ても、遵守事項に即した防除が行われず、農作物に重大な被害を与えるおそれがある場合、県は勧告・命令を行うことができる。</p> <p>※万が一、勧告・命令を経てもなお、遵守事項に即した防除を行わない場合には、30万円以下の過料となる場合がある。</p>

※指定有害動植物：有害動物又は有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するもの（法第22条）。